特定商取引法に基づく概要書面

2025年7月12日

本書面は特定商取引法第42条に基づき交付する書面で、申込・契約者と合同会社 Vibrant Square の間における特定継続的役務提供業務の概要を説明するものです。

1. 事業者の名称

事業者の名称:合同会社 Vibrant Square

住所:東京都渋谷区神南一丁目11番4号 FPG リンクス神南5階

電話番号 080 4118 9803 代表者の氏名 中尾 拓空

- 2. 提供する役務の内容
 - ・役務の種類 大学受験のための学習指導(数学、英語)
 - ・役務提供の形態および時間数 別途ご案内する Zoom アプリ等を通した 1 授業 1 2 0 分(延長の場合あり)の学 習指導(指導教科を 1 単位とし、1 単位当たりの授業回数は原則 10 回) 指導教科に関しては、申込・契約者が選択するものとする。
- 3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量なし
- 4. 役務の対価(権利の販売価格)その他支払わなければならない金銭の概算額 入会金…0円
 - 1単位当たりの授業料(数学)…35,200(円)(税込)
 - 1単位当たりの授業料(英語)…35,200(円)(税込)

ただし、数学および英語を共に受講する場合(2単位受講する場合)においては、 受講割引を適用し、2単位での総額は63、360円(税込)です。

5. 4.における金銭の支払時期、方法

入会金は頂いておりません。

授業料は別途ご案内する銀行口座にご一括で別途指定する期日までに、原則お振り込みください。なお、銀行振込手数料は申込・契約者負担となりますことを予

めご了承ください。

6. 役務の提供期間

数学:(契約書面交付日から講義最終回の 10 日後) 英語:(契約書面交付日から講義最終回の 10 日後)

7. 入塾申込み後のクーリング・オフ等

7-1 申込・契約者は、本契約書面を受領した日から起算して8 日間電磁的方法 (弊社メールアドレス: info@vibrantsquare.llc)または書面によって契約を解除することができます。

7-2 7-1 に記載した事項にかかわらず、申込・契約者が、合同会社 Vibrant Square(以下、弊社)が法第 44 条第1項の規定に違反して特定商取引法 (以下、法)第 48 条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が法第 44 条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第 48 条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付した法第 48 条第1項の書面を申込・契約者が受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。

7-3 7-1及び前項の契約の解除は、申込・契約者が契約を解除する旨を電磁的方法により記載した電子メールまたは書面を発信した時より成立します。

7-4 7-1及び7-2の契約の解除があった場合、弊社が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

7-5 7-4の契約の解除は、申込・契約者が契約を解除する旨を記載した電磁的方法により記載した電子メールまたは書面を発信した時より成立します。

7-6 7-1の契約の解除については、手数料は不要とし、申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やか

┃にその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

8-1 弊社は、7-1 に定めるクーリング・オフ期間の経過後、申込・契約者から契約の解除の申し出(電磁的方法(弊社メールアドレス:

info@vibrantsquare.llc)または書面によっておこなうものとする)があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。

- 一 学習指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、上限20,000円迄の初期費用、提供された役務の対価及び50,00 0円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額
- 二 学習指導開始前である場合、前号に定める初期費用
- 8-2 前項の役務の対価の単価は回数をもって計算するものとします。
- 8-3 8-1の契約の解除があった場合、弊社が関連商品の販売又はその代理 もしくは媒介を行っているときは、申込・契約者はその関連商品販売契約につい ても解除することができます。
- 8-4 8-3の契約の解約時に、申込・契約者が弊社に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、弊社は申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- 8-5 弊社の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- 8-6 返還金のある場合は、申込・契約者の指定する方法で速やかに申込・契約者に返還するものとします。

9. 前受金の保全に関する事項

前払の授業料に関しては、その総額が弊社銀行口座残高を上回らない様、当該銀行口座の残高を管理いたします。

10. 個人情報の保護

本契約に際し弊社が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに 利用します。

- (1)申込・契約者に対するサービスの案内、情報提供を行うため
- (2)申込・契約者より照会を受けた内容に回答するため

本契約に際し弊社が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

11. (紛争の解決)

本書面に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本書面に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

本書面に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。